

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 171号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、うなぎ資源の利用と管理を図るため、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

令和 6 年12月26日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 安本 潤一

- 1 禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 3 禁止区域
宮崎県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）
- 4 指示の適用除外
次に掲げる場合は、この指示は適用しない。
 - ア 宮崎県漁業調整規則（令和 2 年宮崎県規則第51号）第 4 条第 1 項又は第48条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - イ 国の機関又は地方公共団体が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで